



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 教育委員会規則

*12 和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

387	令和2年和歌山県告示第1555号（指定代理納付者の指定）の廃止	（税務課）.....	3
388	指定納付受託者の指定	（ " ）.....	3
389	指定障害児通所支援事業者の廃止	（障害福祉課）.....	3
390	特定農業用ため池の指定の解除	（農業農村整備課）.....	4
391	肥料の品質の確保等に関する法律による肥料の登録有効期間の更新	（果樹園芸課）.....	4
392	木材業者等の登録	（林業振興課）.....	4
393	保安林の指定施業要件変更予定	（森林整備課）.....	4
394	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	（ " ）.....	5
395	基本測量の実施	（技術調査課）.....	5
396	"	（ " ）.....	6
397	公共測量の終了	（ " ）.....	6
398	道路の区域変更	（道路保全課）.....	6
399	道路の供用開始	（ " ）.....	6
400	道路の区域変更	（ " ）.....	7
401	道路の供用開始	（ " ）.....	7
402	道路の区域変更	（ " ）.....	7
403	道路の供用開始	（ " ）.....	8
404	道路の区域変更	（ " ）.....	8
405	"	（ " ）.....	8
406	道路の供用開始	（ " ）.....	9
407	道路の区域変更	（ " ）.....	9
408	道路の供用開始	（ " ）.....	9
*409	平成29年和歌山県告示第512号（和歌山県屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する知事が指定する特産品、知事が指定する地域及び知事が指定する観光施設又は観光地点の指定）の一部改正	（都市政策課）.....	10

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第12号

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

和歌山県教育委員会教育長 宮崎 泉

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立特別支援学校規則（昭和42年和歌山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(経済的負担の軽減)</p> <p>第8条 学校は、教材の選定に当たっては、次に掲げる者の経済的負担の軽減について特に考慮しなければならない。</p> <p>(1) 生徒の保護者等(未成年の生徒については法第16条に規定する保護者(以下「保護者」という。)、成年に達した生徒についてはその者の生計を主として維持する者をいう。)</p> <p>(2) 生徒(前号に該当する者がいない生徒に限る。)</p>	<p>(経済的負担の軽減)</p> <p>第8条 学校は、教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担の軽減について特に考慮しなければならない。</p>
<p>(情報の積極的な提供)</p> <p>第16条 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者その他の関係者に対して積極的に情報を提供するものとする。</p>	<p>(情報の積極的な提供)</p> <p>第16条 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。</p>
<p>(誓約書)</p> <p>第27条 学校の幼稚部又は高等部に入学を許可された者の保護者(成年に達した入学を許可された者にあつては、本人)は、入学後10日以内に別記第6号様式による誓約書及び入学を許可された者に関する住民票の写し(世帯全員のもの)又はこれに代わるものを校長に提出しなければならない。</p>	<p>(誓約書)</p> <p>第27条 学校の幼稚部又は高等部に入学を許可された者の保護者は、入学後10日以内に別記第6号様式による誓約書及び入学を許可された者に関する住民票の写し(世帯全員のもの)又はこれに代わるものを校長に提出しなければならない。</p>
<p>(保護者等の変更)</p> <p>第28条 生徒の保護者等に変更があつたとき、又は生徒の保護者等若しくは生徒(第8条第2号に掲げる者に限る。)の住所に変更があつたときは、速やかに手続をしなければならない。</p>	<p>(保護者)</p> <p>第28条 保護者に変更があつたとき、又は保護者の住所に変更があつたときは、速やかに手続をしなければならない。</p>
<p>(転学)</p> <p>第29条 学校の小学部の児童又は中学部の生徒が転学しようとするときは、本人と保護者が連署した文書によりその事由を具し、校長に届け出るものとする。</p> <p>2 学校の幼稚部の幼児又は高等部の生徒が転学しようとするときは、本人と保護者が連署した文書(成年に達した生徒にあつては、本人が署名した文書。次条第1項及び第34条第1項において同じ。)によりその事由を具し、校長に願い出なければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(転学)</p> <p>第29条 学校の小学部の児童又は中学部の生徒が転学しようとするときは、本人と保護者が連署の上、その事由を具し、校長に届け出るものとする。</p> <p>2 学校の幼稚部の幼児又は高等部の生徒が転学しようとするときは、本人と保護者が連署の上、その事由を具し、校長に願い出なければならない。</p> <p>3 略</p>
<p>(退学)</p> <p>第30条 学校の幼稚部の幼児又は高等部の生徒が退学しようとするときは、本人と保護者が連署した文書によりその事由を具し、校長に願い出なければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(退学)</p> <p>第30条 学校の幼稚部の幼児又は高等部の生徒が退学しようとするときは、本人と保護者が連署の上、その事由を具し、校長に願い出なければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(休学)</p> <p>第33条 学校の高等部の生徒で病気その他やむを得ない事由により1月以上就学することができない者は、その事由及び期間を具し、保護者と連署した文書(成年に達した生徒にあつては、本人が署名した文書)により、医師の証明書等その事由を証するに足る書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(休学)</p> <p>第33条 学校の高等部の生徒で病気その他やむを得ない事由により1月以上就学することができない者は、その事由及び期間を具し、保護者と連署の上、医師の証明書等その事由を証するに足る書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。</p> <p>2～4 略</p>
<p>第33条の2 略</p>	<p>第33条の2 略</p>
<p>(復学)</p> <p>第34条 休学中の者が復学しようとするときは、その事情及び期日を具し、本人と保護者が連署した文書に医師の証明書等その事情を証するに</p>	<p>(復学)</p> <p>第34条 休学中の者が復学しようとするときは、その事情及び期日を具し、保護者と連署の上、医師の証明書等その事情を証するに足る書類を</p>

足る書類を添えて、校長に復学を願い出なければならぬ。 2 略 （寄宿舎） 第45条 児童又は生徒が寄宿舎に入舎し、又は退舎しようとするときは、 <u>保護者（成年に達した生徒にあっては、本人）が署名した文書によりその事由を具し、校長に願い出なければならぬ。</u> 2 略	添えて、校長に復学を願い出なければならない。 2 略 （寄宿舎） 第45条 児童又は生徒が寄宿舎に入舎し、又は退舎しようとするときは、 <u>保護者が署名した文書によりその事由を具し、校長に願い出なければならない。</u> 2 略
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第387号

令和2年和歌山県告示第1555号（指定代理納付者の指定）は、令和4年3月31日限り廃止した。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第388号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和4年4月1日に次のとおり指定納付受託者を指定する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 指定納付受託者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- 指定納付受託者が納付者の委託を受け納付事務を行う歳入
ふるさと和歌山応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付事務を行うものに限る。）
- 指定納付受託者が納付事務の対象とするクレジットカード
次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード
VISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club

和歌山県告示第389号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051700239	放課後等デイサービスRise	紀の川市貴志川町長山122-3	放課後等デイサービス	合同会社まある	岩出市西野176-7	令和4.1.31
3051500118	みらい発達塾ダック有田校	有田市糸我町中番93-1	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	株式会社健康まんとん	和歌山市神前85-5	令和4.3.31

3052200 023	ふあいん	田辺市上の山1丁目 17-15	放課後等デイサー ビス	社会福祉法人ふ たば福祉会	田辺市文里1丁目15- 13	令和 4.3.31
3052300 021	障害児者支援セ ンター虹	新宮市蜂伏13番43 号	児童発達支援	社会福祉法人美 熊野福祉会	新宮市佐野1026番地 1	令和 4.3.31

和歌山県告示第390号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名称	所在地	解除年月日
前田池	有田郡有田川町大字中峯字前田249-1	令和4年4月1日

和歌山県告示第391号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所	有効期限
和歌山県 第772号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 321号	窒素全量3.0 りん酸全量2.0 加里全量1.0	公定規格のと おり	清和肥料工業株式会社 大阪府大阪市中央区備後 町四丁目3番4号	令和 7.3.16
和歌山県 第773号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 331号	窒素全量3.3 りん酸全量3.0 加里全量1.0	公定規格のと おり	清和肥料工業株式会社 大阪府大阪市中央区備後 町四丁目3番4号	令和 7.3.16

和歌山県告示第392号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態様	営業所又は工場の 所在地
6017			令和 4.3.4	田辺市中辺路町真砂15 5	庄司林業 庄司昭宏	木材	田辺市中辺路町真砂15 5
6018			令和 4.3.4	田辺市新万3-6	有限会社伐屋 代表取締役 濱江涼	木材	田辺市新万3-6
		6003	令和 4.3.7	西牟婁郡上富田町朝来 1713番地の35	有限会社クリーンセンタ ーケイ・エム・ケイ 代表取締役 清本恵子	チップ	西牟婁郡上富田町朝来 1713番地の35

和歌山県告示第393号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33

条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第394号

令和4年和歌山県告示第229号（以下「告示第229号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
 - 堂浦淳
 - 中西雅美
 - 田中茂裕
 - 田中永之助
 - 道上新三
 - 小林あや子
 - 中西源太郎
 - 中尾芳太良
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第229号のとおり

和歌山県告示第395号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第396号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第397号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（三次元データ計測）
- 2 作業期間 令和3年10月15日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県の一部

和歌山県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中辺路町川合字川合1423番12地先から同市中辺路町川合字川合1423番1地先まで	旧	13.20 } 23.00	106.80	
同上	新	17.80 } 44.70	106.80	

和歌山県告示第399号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 311号

供用開始の区間 田辺市中辺路町川合字川合1423番12地先から同市中辺路町川合字川合1423番1地先まで

供用開始の期日 令和4年4月1日

和歌山県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
橋本市慶賀野字上ノ平191番4地先から同市小原田字下川22番5地先まで	旧	7.45 } 23.90	3,761.00	城山橋 L=14.70 更正橋 L=5.90 辻原橋 L=17.30

和歌山県告示第401号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市上谷字日陰182番1地先から同市上谷字日陰171番1地先まで

供用開始の期日 令和4年4月1日

和歌山県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
紀の川市西野山字井関242番1地 先から同市穴伏字衣谷318番地 先まで	旧	7.74 ） 21.26	191.55	
同上	新	7.74 ） 18.91	191.55	

和歌山県告示第403号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 紀の川市西野山字井関242番1地先から同市穴伏字衣谷318番地先まで

供用開始の期日 令和4年4月1日

和歌山県告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 山田岸上線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
橋本市神野々字西竹鼻477番5地 先から同市神野々字竹之垣内52 1番2地先まで	旧	4.50 ） 7.30	352.78	

和歌山県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 那賀かつらぎ線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字笠田中字的場485番1地先から同町大字笠田中字稲子156番2地先まで	旧	4.10 } 22.55	485.99	笠田中跨線橋 L=127.90
同上	新	18.99 } 54.48	485.99	笠田中跨線橋 L=127.90

和歌山県告示第406号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那賀かつらぎ線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字笠田中字的場485番1地先から同町大字笠田中字稲子156番2地先まで

供用開始の期日 令和4年4月1日

和歌山県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 川津高野線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
伊都郡高野町大字上筒香字三ノ谷77番1地先から同町大字下筒香字川合1番2地先まで	新	3.70 } 33.30	6,420.00	筒香線1号橋 L=4.80 筒香線2号橋 L=5.70 筒香線3号橋 L=5.00 筒香線5号橋 L=3.80 筒香線6号橋 L=5.50 筒香線7号橋 L=3.20 筒香線8号橋 L=3.40 宮前橋 L=28.90 筒香線10号橋 L=5.90 新西谷橋 L=16.50

和歌山県告示第408号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 川津高野線

供用開始の区間 伊都郡高野町大字上筒香字三ノ谷77番1地先から同町大字下筒香字川合1番2地先まで

供用開始の期日 令和4年4月1日

和歌山県告示第409号

平成29年和歌山県告示第512号（和歌山県屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する知事が指定する特産品、知事が指定する地域及び知事が指定する観光施設又は観光地点の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項の表農林水産物の部ジャバラの項中「新宮市」を「広川町 新宮市」に改め、同部南高梅の項の次に次のように加える。

なす	紀の川市
----	------

第1項の表農林水産物の部モモの項の次に次のように加える。

ヤマモモ	上富田町
------	------

第1項の表農林水産物の部りんごの項の次に次のように加える。

龍神地鶏	田辺市
------	-----

第1項の表農林水産物の部レタスの項の次に次のように加える。

レモン	有田市 湯浅町 広川町 有田川町
-----	------------------